

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となる場合があります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名	(印)	
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けの申出をさせようとする者をいいます。)(がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追記はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒
		法人の名称	
		代表者氏名	(印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)(がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追記はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1 代表者	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
2	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
3	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
4	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員全員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追記はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 6月20日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高 崎 幸 次

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 7月 7日 午前 9時00分から 令和 7年 7月14日 午後 5時00分まで
開札期日 場 所	令和 7年 7月18日 午前 9時30分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日 場 所	令和 7年 8月 1日 午前10時00分 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため、令和 7年 6月20日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	6, 060, 000 4, 848, 000	一括	1, 220, 000	88, 127	21, 216
1	1, 960, 000				
2	4, 100, 000				
			</		



物 件 目 録

1 所 在 八尾市中田四丁目

地 番 109番

地 目 宅地

地 積 60.00平方メートル

共有者 A 持分6分の3

共有者 B 持分6分の3

2 所 在 八尾市中田四丁目109番地

家屋 番号 109番の2

種 類 居宅・車庫

構 造 鉄骨造スレート葺4階建

床 面 積 1階 43.89平方メートル

2階 41.04平方メートル

3階 43.74平方メートル

4階 14.58平方メートル

(現況)

種 類 居宅・物置・車庫

共有者 A 持分6分の3

共有者 B 持分6分の3



物 件 明 細 書

令和 7年 5月 9日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高 崎 幸 次

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 八尾市中田四丁目

地 番 109番

地 目 宅地

地 積 60.00平方メートル

共有者 A 持分6分の3

共有者 B 持分6分の3

2 所 在 八尾市中田四丁目109番地

家屋 番号 109番の2

種 類 居宅・車庫

構 造 鉄骨造スレート葺4階建

床 面 積 1階 43.89平方メートル
2階 41.04平方メートル
3階 43.74平方メートル
4階 14.58平方メートル

(現況)

種 類 居宅・物置・車庫

共有者 A 持分6分の3

共有者 B 持分6分の3



令和 6年(ケ) 第392号
令和 6年11月18日受理
令和 年 月 日提出
6.12.-9

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 ト 藏 伸 之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 八尾市中田四丁目

地 番 109番

地 目 宅地

地 積 60.00平方メートル

共有者 A 持分6分の3

共有者 B 持分6分の3

2 所 在 八尾市中田四丁目109番地

家屋 番号 109番の2

種 類 居宅・車庫

構 造 鉄骨造スレート葺4階建

床 面 積
1階 43.89平方メートル
2階 41.04平方メートル
3階 43.74平方メートル
4階 14.58平方メートル

共有者 A 持分6分の3

共有者 B 持分6分の3



不動産の表示	物件目録のとおり		
住居表示	大阪府八尾市中田四丁目109番地		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者および占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 占有者および占有権原のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は目的外建物の概況のとおり）		
その他の事項	その他の事項のとおり		
建物	物件2		
種類、構造および床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☒ 種類：居宅・物置・車庫 ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者および占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居・物置・車庫として使用している ☐ 占有者および占有権原のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は目的外土地の概況のとおり）		
その他の事項	その他の事項のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 所有者の姓
(2) 郵便受けの表示 なし

2 目的土地の現況について

- (1) 法務局に地積測量図の備え付けがないが、公図および建物図面を参考に適宜概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであると思われる。
(2) 目的建物の敷地となっている。
(3) 西側接面道路は建築基準法上の道路である。なお、東側接面道路は建築基準法上の道路に該当しない。

3 目的建物の現況について

- (1) 形状は、概ね建物図面のとおりであると思われる。
(2) 内部の状況は、別紙添付写真のとおりである。
(3) 建物内には、冷蔵庫、洗濯機、テレビ等の家財道具、日常生活用品等の動産類が存在した。
(4) 外壁にタイルの剥離が認められたほか、4階ベランダの屋根の一部が破損していた。また、車庫の天井には雨漏り跡が認められた。
(5) その余は経年相当の劣化および損耗が認められた。

4 その他の状況について

- (1) 当職は、令和6年11月18日、所有者ら宛に照会書等の文書を送付したが、同人からは回答がない。
(2) 当職は、目的建物内に、目的建物の登記記録上の所有者以外の者で、目的建物について所有権や賃借権等の権利を主張される者は、速やかにその旨を書面で当職に届け出られたい旨を記載した文書を差し置いたが、現在まで届け出はない。

以 上

執行官の意見

目的建物の種類について

目的建物の4階は、固定式階段で昇降するものの、窓は設置されておらず、荷物が置かれているのみであり、部屋の高さも4階全体を平均して2.1mはないと思われることから、同部分の種類は物置であると認めた。

目的物件の占有関係

立入調査の結果から、目的建物は、所有者が住居・物置・車庫として使用・占有しているものと認めた。

以 上

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年11月18日	執行官室	ライフライン調査、照会書送付（所有者）
令和6年11月18日 9:30 — 9:40	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和6年11月18日 9:50 — 10:00	中之島図書館	物件確認
令和6年11月20日 10:20 — 10:35	物件所在地	物件調査、占有確認
令和6年11月20日 10:40 — 11:00	八尾市役所	道路等調査、家屋等調査
令和6年11月27日 12:35 — 12:50	物件所在地	占有関係調査、在宅要請書投函
令和6年12月4日 16:00 — 16:55	物件所在地	立入調査（評価人帯同）

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人および解錠技術者を同行して臨場した。

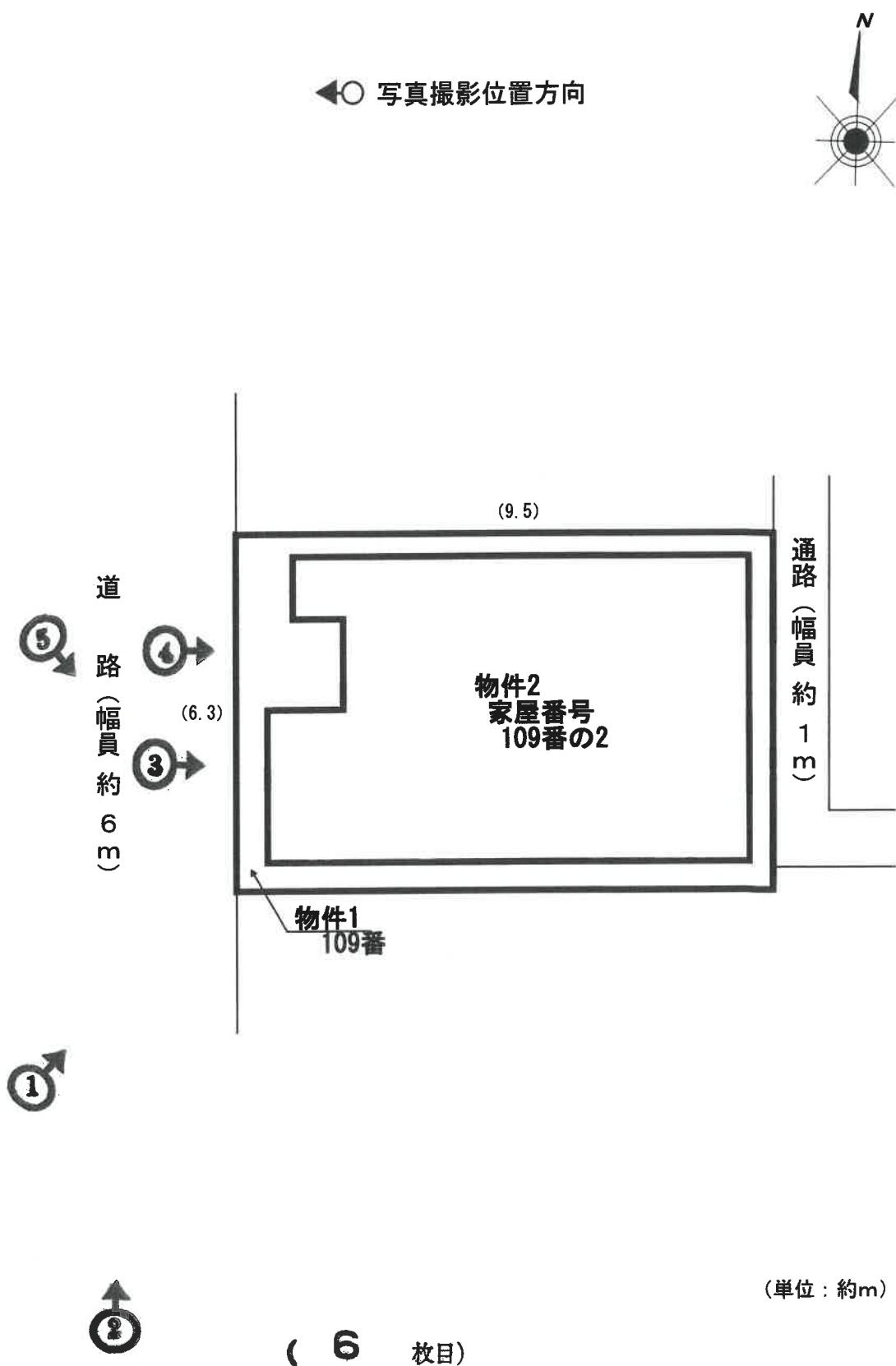
☒ 令和6年12月4日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

土地建物位置関係図

令和6年（ケ）第392号



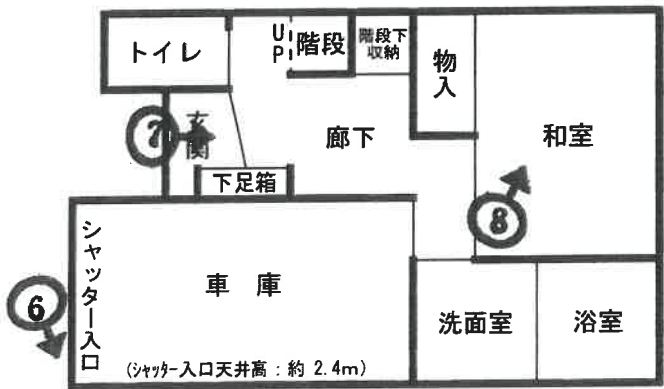
間取略図

令和6年（ケ）第392号

◀○ 写真撮影位置方向



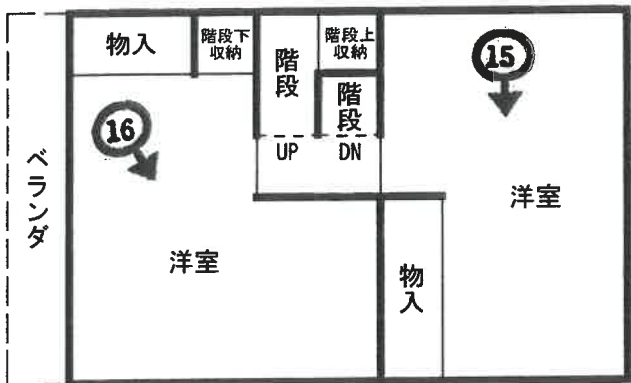
1階平面図



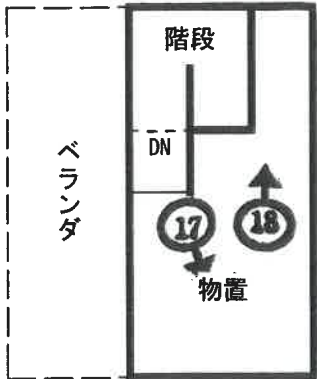
2階平面図



3階平面図



4階平面図



目的建物



①



②



③

外壁タイルが剥離している状況



④



⑤



⑥

雨漏り跡の状況



⑦



⑧



⑨

洗面室の状況



⑩

浴室の状況



⑪



⑫



13



14

キッチンの状況



15



16



①7



①8

令和6年（ケ）第392号
令和6年12月4日 現地調査
令和6年12月25日 評価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評価書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

高橋 洋子 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 6,060,000円	
内 訳 価 格	
物件 1	金 1,960,000円
物件 2	金 4,100,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項参照
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項参照
番号	特 記 事 項		
1	1. 地積測量図が備え付けられていないため、公図及び建物図面等を基に現地概測したところ、現況と登記は概ね符合するものと思われる。 2. 目的土地は、目的建物の敷地として利用されている。		
2	1. 建物図面を基に現地概測したところ、現況と登記は概ね符合するものと思われる。 2. 目的建物の4階は、物置として使用されている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	近鉄大阪線 J R 関西本線 (別添「位置図」参照)	高安駅 八尾駅 ほぼ西方 東方 道路距離 約1,200m 道路距離 約1,700m
付近の状況	小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域。地域に特段の変動要因は認められず、当面現況を維持するものと予測する。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	準工業地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	埋蔵文化財包蔵地（中田遺跡）、宅地造成等工事規制区域、居住誘導区域、景観計画区域等
画地条件	規模	60.00m ²
	形状	略長方形
	間口・奥行	間口（西）：約6.3m・奥行：約9.5m
	高低差等	概ね平坦
接面道路の状況	西側	幅員約6m市道（曙川第151号線，建築基準法第42条第1項第1号）
	東側	幅員約1m通路（建築基準法上の道路ではない）
	接道状況	二方路
土地の利用状況等	現況	住宅・車庫の敷地
	東側	通路を介して墓地
	西側	道路
	南側	住宅
	北側	住宅
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	旧住宅地図によると、昭和40年～昭和43年は白地であり、昭和51年～平成4年は住宅の敷地として利用されていたものと思われる。現在、目的土地周辺に、土壌汚染対策法上の要措置区域等は存しないが、土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	1. 八尾市水道局によると、西側接面道路下に埋設されている水道管は私有管（所有者は個人）であり、昭和43年に埋設されたものが使用されているとのことである。 2. 防災関連情報（洪水、土砂災害、ため池、液状化、避難所等）については、地方自治体及び国土交通省が公開しているハザードマップ等による確認が望ましい。なお、ハザードマップ等の情報は更新される場合があること、各種被害の想定区域外において被害が発生する可能性があること、想定以上の規模の被害が発生する可能性があることに注意を要する。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日 (登記記載) 経過年数 経済的残存耐用年数	平成6年10月7日新築 約30年 約5年
仕 様	構 造	鉄骨造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	タイル貼, 吹付タイル等
	内 壁	クロス, 砂壁, 塗装等
	天 井	クロス, 柰目天井, 吸音ボード等
	床	フローリング, 畳, 土間等
	設 備	電気設備, 給湯設備, 給排水設備等
	その他	特になし
床面積（現況）	延143.25㎡ 増築は認められず, 現況と登記数量は同じである。	
現況用途等	階 層	4階建
	現況用途	居宅・車庫
	間 取	4LDK+物置
品 等	普通	
保守管理の状態	経年による汚損, 劣化が認められた外, 外壁のタイルに剥離が認められた。また, 車庫の天井に損傷が認められた。 なお, 室内には大量の動産類が存しており, 目視による確認が出来なかった箇所に損傷が存する可能性が考えられる。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおりである。	
特 記 事 項	1. 建築確認（有）・検査済証（無） 2. 目的建物について, 建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ, 現地調査を行った結果, アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお, アスベスト使用の詳細については, 専門調査機関の分析調査を要する。 3. 目的建物が現況使用している建ぺい率及び容積率は, 法定の基準を超過している可能性が考えられる。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格等 (円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	113,000	1.00	60.00	0.85	5,763,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 八尾-27

公示価格等 122,000円/㎡ × 時点修正 100.0/100 × 標準化補正 100/104 × 地域格差 100/104 = 113,000円/㎡

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位 (※1)	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.04	1.00	1.00	1.00	1.04
	(※1) 方位				

◇地域格差：	街路 (※2)	接近 (※3)	環境 (※4)	行政	総合 (相乗積)
	0.99	1.03	1.02	1.00	1.04
	(※2) 幅員 (※3) 駅距離 (※4) 周辺状況				

イ 個別格差：	接面・方位 (※5)	規模	形状	その他 (※6)	総合 (相乗積)
	1.02	1.00	1.00	0.98	1.00
	(※5) 方位 +1, 二方路 +1 (※6) 水道管理設状況				

ウ 地積： 登記数量を採用した。

エ 建付減価： 遵法性が確保されていない建物が付着することによる市場性の減退を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	200,000	143.25	0.11	3,152,000

ウ 現価率

経過年数 約30年 , 観察減価 40%

経済的残存耐用年数 約5年 , 残価率 5%

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = { 残価率5% + (1 - 0.05) × 経済的残存耐用年数約5年 / (経過年数約30年 + 経済的残存耐用年数約5年) } × (1 - 0.4)

= 0.11

※ 観察減価は、中古建物に係る市場の特性 (▲30%) , 遵法性の程度 (▲5%) , 保守管理の状況 (▲5%) 等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) (1①オ) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	5,763,000	0.50	法定地上権	2,882,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ)×ウ×エ×オ-カ]
1	5,763,000	- 2,882,000		0.97	0.70		1,960,000
2	3,152,000	+ 2,882,000	1.00	0.97	0.70	0	4,100,000
一括価格 (合計)							6,060,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

アスベスト含有建材の使用可能性を考慮し、市場性修正率を 0.97 と判定した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 八尾ー27

所 在 : 八尾市高美町4丁目106番「高美町4-2-22」
価 格 : 122,000円／㎡
位 置 : J R 関西本線 八尾駅 東方 約1,400m (道路距離)
価格時点 : 令和6年1月1日
地 積 : 70㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 南側約5.0m市道
用途指定等 : 第1種住居地域 (建ぺい率60%, 容積率200%), 準防火地域
地域の概要 : 中小規模一般住宅が多い住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物件 1 : 4,663,080円 (土地)
物件 2 : 5,517,706円 (建物)

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 間取略図

以 上

物 件 目 録

1 所 在 八尾市中田四丁目
地 番 109番
地 目 宅地
地 積 60.00平方メートル

共有者 A 持分6分の3
共有者 B 持分6分の3

2 所 在 八尾市中田四丁目109番地

家屋 番号 109番の2

種 類 居宅・車庫

構 造 鉄骨造スレート葺4階建

床 面 積 1階 43.89平方メートル
2階 41.04平方メートル
3階 43.74平方メートル
4階 14.58平方メートル

共有者 A 持分6分の3
共有者 B 持分6分の3



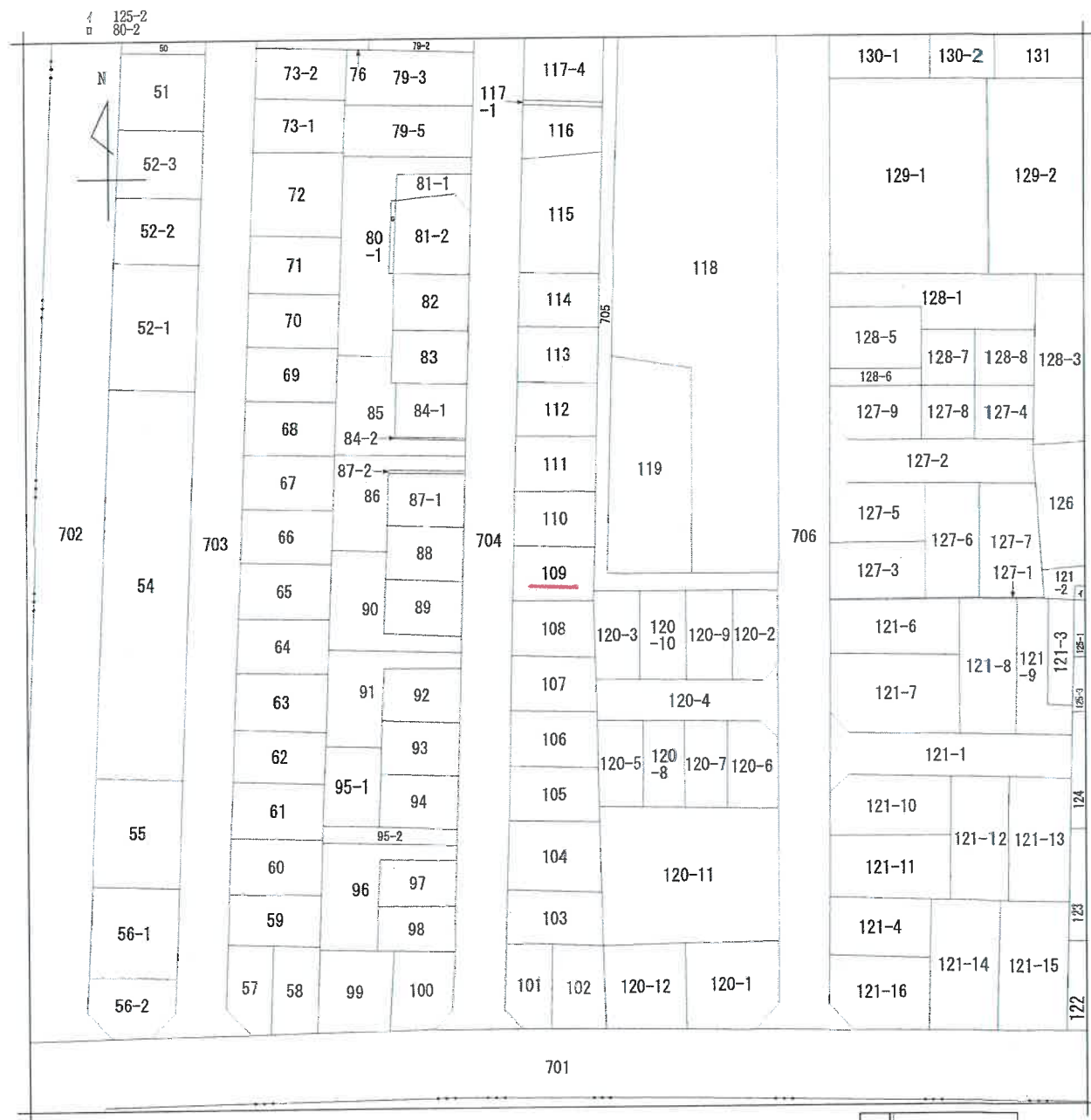
位置図

地価公示標準地
八尾 - 27

最寄駅

対象不動産

1 : 18,000
スーパーマッフルデジタル24



登記年月日：平成6年10月7日

2068915

各階平面図

建物図面

家屋番号

6,10,17

109番の2

建物の所在
八尾市中田4丁目109番地

1 階



求積表

イ	2.70 X 1.25	=	3.3750
ロ	1.10 X 0.75	=	0.8250
ハ	5.40 X 7.35	=	39.6900
合計			43.8900
床面積			43.89 m²

2 階



求積表

イ	5.40 X 7.10	=	38.3400
ロ	2.70 X 1.00	=	2.7000
合計			41.0400
床面積			41.04 m²

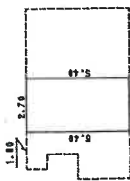
3 階



求積表

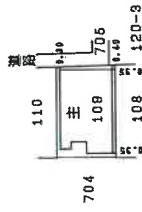
イ	5.40 X 8.10	=	43.7400
合計			43.7400
床面積			43.74 m²

4 階



求積表

イ	5.40 X 2.70	=	14.5800
合計			14.5800
床面積			14.58 m²



作製者

土岐 菜穂子

7 日付算

縮尺

1/250

申請人

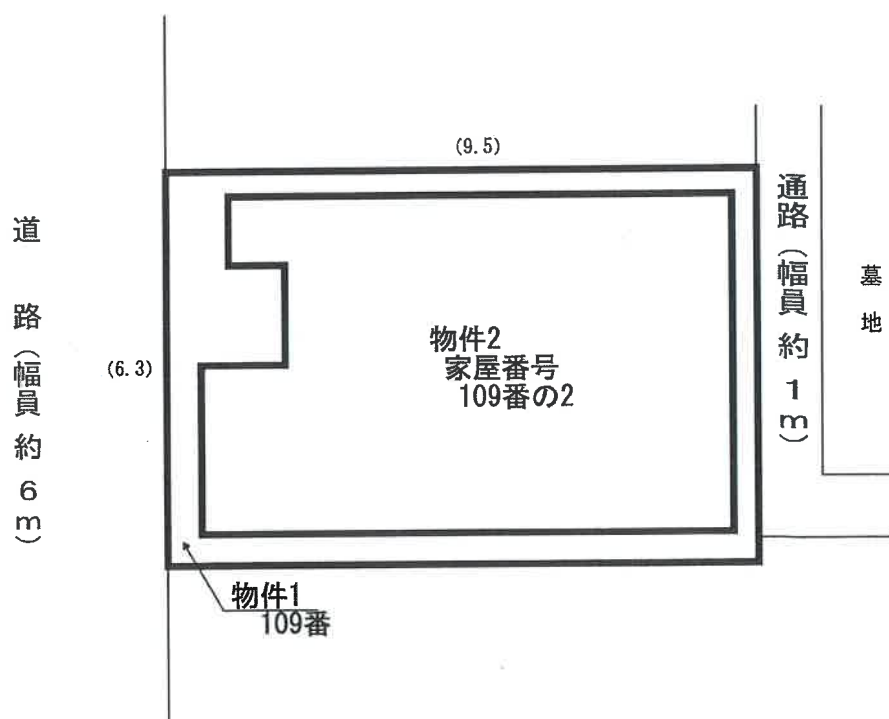
縮尺

1/500

建物図面・各階平面図写
(原図縮小)

土地建物位置関係図

令和6年（ケ）第392号



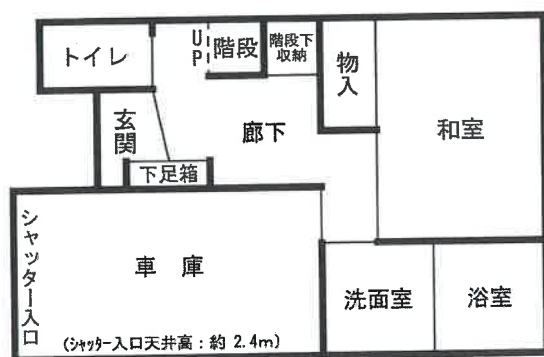
（単位：約m）

間取略図

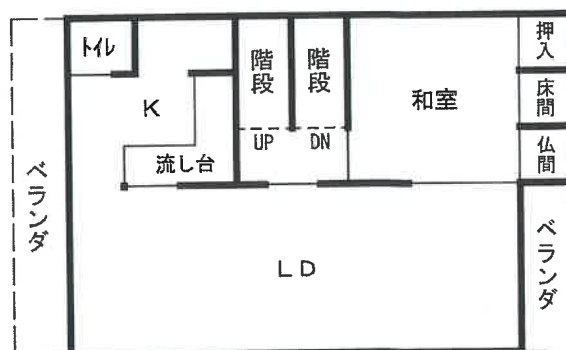
令和6年（ケ）第392号



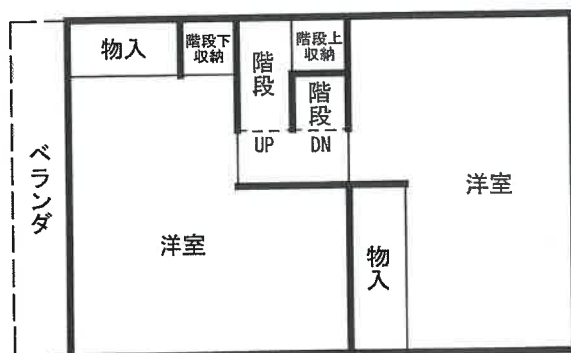
1階平面図



2階平面図



3階平面図



4階平面図

